令和８年８月森町議会臨時会会議録

１　招集日時　　令和８年８月１２日（水）　　午前９時３０分

２　招集場所　　森町議会議事堂

３　開会・開議　　令和８年８月１２日（水）　　午前９時３０分

４　応招議員

１番議員	榊原雄太	２番議員	小澤由彦
３番議員	髙木幸広	４番議員	佐藤嘉彦
５番議員	鈴木哲司	６番議員	清水健一
７番議員	佐藤明孝	８番議員	川岸和花子
９番議員	岡戸章夫	10番議員	加藤久幸
11番議員	中根信一郎	12番議員	西田　彰

５　不応招議員　　なし

６　出席議員　　応招議員に同じ

７　欠席議員　　なし

８　地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	永井雅也
教育長	野口和英	総務課長	平田章浩
学校教育課長	岩井秀司		

９　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　榊 原 一 嘉　　議　会　書　記　　森 下 幹 子

10　議事日程

―――――― 会議録署名議員の指名
―――――― 会期の決定
令和８年８月１２日　１日間
議案第５９号　森町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
―――――― 議員派遣について

11　会議に付した事件　　議事日程に同じ

＜議事の経過＞

議　　長	（　中根信一郎　君　）出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年８月森町議会臨時会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 それでは、日程に入ります。 日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、森町議会会議規則第 127 条の規定によって、２番、小澤由彦議員及び３番、髙木幸広議員を指名します。 日程第２、「会期の決定」を議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は、本日１日限りにしたいと思います。 御異議ありませんか。 （　「異議なし」という者多数　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日限りに決定しました。

日程第３、議案第 59 号「森町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（　職　員　朗　読　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（　太 田 康 雄　町長　）ただいま上程されました議案第 59 号「森町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、第２条に定めるＪＥＴプログラムによるＡＬＴの報酬の額を「月額 33 万円を超えない範囲内において教育委員会が別に定める。」から「第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例第３条第２項第３号に定める外国語指導助手の報酬の額を超えない範囲内で、教育委員会規則で定める。」と改正するものでございます。

本改正につきましては、昨今の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向等を踏まえ、令和７年１月６日付けで一般財団法人自治体国際化協会等が発出したＪＥＴプログラム参加者の報酬額の見直しについての通知を受け、本町で語学指導等を行う外国青年である職員に支給する報酬の上限額を見直すものであり、これにより報酬の上限額が月額 33 万円から月額 36 万円に増額するものであります。

今回の改正につきましては、令和７年４月１日以降のＪＥＴプログラムのＡＬＴの報酬額を見直すものであり、任用条件を通知する任用規則の改正や予算措置の対応はされておりましたが、本条例が改正されていないことが判明したため、一般財団法人自治

体国際化協会等からの通知に合わせて、報酬の限度額を改めるものでございます。このため、施行日を公布の日からとし、令和７年４月１日に遡って適用するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐藤明孝　議員　）それでは確認等の意味を込めまして、質問をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、ＪＥＴプログラムによるＡＬＴの報酬関係でございます。これにつきましては、ＡＬＴの勤務時間が週にどれぐらいとして定められているのか、また１日に換算すると何時間ぐらいになるのかということと、あと小学校、中学校、それぞれコマという名称で時間が区切られております。小学校は１コマ 45 分、中学校は１コマ 50 分と定められておりますけれども、この時間とコマ数との関係をどのように捉えられているのかというところをＡＬＴに支払う報酬に関する内容としてお聞きをしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育課長　（　岩井秀司　学校教育課長　）佐藤明孝議員の御質問にお答えします。

ＪＥＴプログラムによるＡＬＴの勤務時間でございますが、第１号会計年度任用職員と同じ７時間の勤務となります。

それから２点目の時間割と勤務時間の関係でございますが、時間割について１時限を 45 分又は 50 分ということでございますが、この授業に入っている時間も授業に入っていない時間も合わせて勤務時間となります。授業に入ってない時間については授業の準備といいますか、そのような内容の業務を行ったりしております。ですので、個々の授業に入ってない時間も勤務時間という整理で

	ございます。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。
７番議員	（　佐 藤 明 孝　議員　）勤務につきましては１日７時間で、週に直すと５日勤務ということになると思いますから 35 時間と解釈をいたします。 　それぞれのコマの時間についても、今説明のあったとおりで理解をできました。 　それでもう１点、基本このＡＬＴについては、教職調整額の対象にはならないと聞いております。教員給与特別措置法の改正によって時間外勤務が教職調整額という名称に変わったと聞いておりますけれども、ＡＬＴは一切時間外勤務はないという、こういう解釈でよろしいでしょうか。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。
学校教育課　　長	（　岩 井 秀 司　学校教育課長　）佐藤明孝議員の御質問にお答えします。 　おっしゃるとおり、そのとおりでございます。原則として時間外勤務を行いませんが、もし時間外に入った場合は割り振り等で時間を調整しているということですので、超過勤務は発生しないという解釈でございます。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。
７番議員	（　佐 藤 明 孝　議員　）基本は時間外勤務が発生しない、しかしながら仮に発生した場合については割り振りという御回答でございました。この割り振りというのは、つまり平日の勤務を休日に充てるという解釈でよろしいでしょうか。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。
学校教育課　　長	（　岩 井 秀 司　学校教育課長　）ただいまの佐藤明孝議員の御質問にお答えします。 　割り振りというのは休日もしくは平日の時間外に勤務をしたものを平日の開庁日の時間にお休みいただくと、そこで調整するものでございます。以上です。

議　　長	（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。 ９番、岡戸章夫議員。
９番議員	（　岡 戸 章 夫　議員　）９番、岡戸です。 今回条例との突合ができてなかったということで、今回の改正ということでありました。これもヒューマンエラーといってしまえばそれまでですけれども、たまたま今回は教育委員会のところで発生したということで、このような報酬の改定とか、場合によっては利用料金の何らかの改定とか、いろいろ行政の中ではあろうかと思います。そういったときに、これとこれとこれは突合させて確認をするというようなルールというものが、役場の中、全体のほかの課でも統一したそのような仕組みができているのか、それともそういったものは各課の裁量で行っているのか、その辺の現状を教えていただきたいと思います。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）総務課長。
総務課長	（　平 田 章 浩　総務課長　）総務課長です。 岡戸議員の質問にお答えをさせていただきます。 私たちの業務については、基本的に国の法律があり、県にも条例があり、では森町においても条例、規則があるということで、基本的にはその法律、条例に基づいて業務を行っております。ここにつきましては公務員としての基本的なことですので、それは職員が全て承知をしていると考えております。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）９番、岡戸章夫議員。
９番議員	（　岡 戸 章 夫　議員　）ということであれば、今回も本来は条例と照らし合わせるというのが本来の筋であったのかなと思っております。それができてなかったということであろうかと思います。ですので、もし明文化されていないようであれば、明文化する必要があるだろうと思いますし、そういった改定のときには、必ずこれとこれとこれを突合させて間違いのないように進めるという仕組みをもう一度、横展開も含めて徹底していただきたいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

議　　長	（　中根信一郎　議長　）総務課長。
総務課長	（　平 田 章 浩　総務課長　）総務課長です。 岡戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。 私が先ほど岡戸議員の質問に対して答弁をさせていただきました。そこが基本であることには変わりないのですけども、こういったことが起きたということについて徹底されていないということがうかがわれますので、そこについては仕組みを工夫する必要があるかなと思っております。基本的に条例の下に規則がございます。この条例において別に定めるというような記載が現行条例にございました。ここについては別に定めるということで、どこに定めるか明記をしていないということで、その条例と別に定めたものについてのリンクといいますか、関係性について非常に分かりが悪くなっておりましたので、ここについては改正案にあるように、条例の中で規則で定めるということで、ここについては表現をしっかりどこに書くかということで間違いが、ミスが起こらないように対応をしていきたいということをまず一つ行いたいと思っております。 もう１点につきましては、予算において、何にどういった条例、規則に基づいて予算を要求しているのかということを予算要求時に明示をして予算要求をしていただくと。条例、規則の変更が必要であれば、その情報については条例、規則を管理している総務課に情報提供をいただいて、いつのタイミングでどのように改正をしていくかということを原課としっかり詰めて、漏れのないように対応していきたいと考えております。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。 12 番、西田彰議員。
12 番議員	（　西　田　彰　議員　）報酬の内払というのがありますけども、この部分はどこか上級関係部署に確認して作られた文章でしょうか。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育課長	（ 岩井秀司　学校教育課長 ）ただいまの西田議員の御質問にお答えします。 今の御質問につきましては、議案の改正文の附則の２のところにある報酬の内払という項目のお話かと思いますけども、こちらにつきましては、こちらの担当者及び例規の担当の者、それから役場の本庁の総務課行政係が例規の担当しておりますので、そちらと相談の上、このような表現させていただいております。以上です。
議長	（ 中根信一郎　議長 ）12番、西田彰議員。
12番議員	（ 西　田　彰　議員 ）このような条文で間違いないということでよろしいですね。
議長	（ 中根信一郎　議長 ）学校教育課長。
学校教育課長	（ 岩井秀司　学校教育課長 ）そのとおりでございます。以上です。
議長	（ 中根信一郎　議長 ）他に質疑はありませんか。 （ 発言する者なし ）
議長	（ 中根信一郎　議長 ）質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 まず、本案に対する反対の方の発言を許します。 討論はありませんか。 （ 発言する者なし ）
議長	（ 中根信一郎　議長 ）討論なしと認めます。 これから議案第59号を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 （ 起　立　全　員 ）
議長	（ 中根信一郎　議長 ）起立全員です。 したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。 日程第４、「議員派遣について」を議題とします。 議員派遣については、サイドブックス掲載のとおり議員を派遣したいと思います。

	お諮りします。 議員派遣については、これを決定することに御異議ありませんか。 （　「異議なし」という者多数　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）異議なしと認めます。 したがって、議員派遣については、サイドブックス掲載のとおり決定しました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。 令和８年８月森町議会臨時会を閉会します。

（　午前　９時５１分　閉会　）

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和８年８月１２日

森 町 議 会 議 長

会議録署名議員

同　　上